

広島県告示第四百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第一項及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和八年四月十三日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	納付事務に係る歳入等の内容	歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間
有限会社ティ ープロダクト	群馬県高崎市江 木町二九八番地 一	令和八年四月 一日	広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）第三十八条の二第一項に規定する特例控除対象寄附金（インターネット）を利用して納付されるものに限る。）	令和八年四月一日 から令和九年三月 三十一日